

新BOP事業の喫緊の課題解決に向けた取り組みについて

(付議の要旨)

新BOP事業のあり方検討委員会において示された、新BOP学童クラブ事業の活動場所の狭隘化、登録児童数の急増による大規模化及び多様化する保護者ニーズへの対応を喫緊の課題として捉え、放課後児童健全育成事業の利用を必要とする子ども・保護者が利用待機とならないことを前提に、学校施設のさらなる活用を図るとともに、新BOP事業の運営を基本としながら学校外に区条例に定める設置基準を満たす民間の放課後児童健全育成事業を誘導・確保することで、子どもの活動場所の確保、登録児童数の適正化及び民間事業者の活用による多様化する子どもと保護者のニーズへの対応を可能とし、子どもや家庭への支援を充実する。

1 主旨

令和2年度の「新BOP事業のあり方検討委員会報告書」において、運営体制、実施時間延長、定員、子どもの自立への支援に課題があり、解決に向けた取り組み方針案として民間の放課後児童健全育成事業^{※1}を一部活用する等の見直し、学校内における活動場所の更なる確保、放課後を安心して過ごせる規模への適正化、新BOP学童クラブ以外の多様な居場所等についての検討の必要性が示された。(別紙1)

この報告書をうけ庁内検討を進め、新BOP事業の活動場所の狭隘化、新BOP学童クラブの大規模化及び子どもと保護者の多様化するニーズへの対応を喫緊の解決すべき課題とした。

そこで、放課後児童健全育成事業の利用を必要とする子ども・保護者が利用待機とならないことを前提に、新BOP事業の運営を基本としながら、学校施設のさらなる有効活用を進め、区がこれまで担ってきたセーフティネットの役割を果たしつつ、学校外に民間の放課後児童健全育成事業を誘導・確保する。

そのことにより、子どもの遊びや生活の場の確保と安心して過ごせる規模への適正化を図り、併せて、民間事業者のノウハウや柔軟性も活用しながら、多様化する保護者ニーズの対応に取り組む。

※1 放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。区内には現在2か所ある。

2 現状と課題

(1) 狭隘化(新BOP学童クラブが専用区画の面積として必要な、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする条例設備基準の確保が困難な状況にあること)について

新BOP学童クラブの活動場所を確保するため、学校内の特別教室や多目的室等の活用を図ってきたが、小学校児童数の急増によりこれまで活用してきた特別教室等が縮減し、一部の学童クラブで狭隘化が生じている。保護者就労率の高まりもあり、当面、登録児童数の増加が見込まれ、現在の運営方法では、増加する児童数に対応する活動場所の確保が困難であり、さらに狭隘化する学童

クラブが生じる恐れがある。また、BOPを利用する児童が多い新BOPにおいては、新BOP学童クラブを利用する児童と相まって密集した状況が生じている。

(2) 大規模化（登録児童数の増加により子どもの集団が大規模であること）について

新BOP学童クラブ登録児童数の急増（5年間で1,868人増）により、登録児童数が120人を超える大規模化した新BOP学童クラブが増加している。大規模化により、職員が、個々の子どもや子どもの集団との信頼関係を築ける人数を超えるおそれがあり、子どもの安全の確保のほか、一人ひとりの子どもの情緒面への配慮など、放課後児童健全育成事業に求められるサービスの質への影響が懸念されることから、規模の適正化^{※2}が必要である。

※2：区条例（「世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」）では、一支援単位の利用者数は、おおむね40人以下と規定している。新BOP学童クラブを適正に運営できる規模は、原則として2支援単位（利用者数おおむね80人以下、利用率から換算し登録者数120人以下）までとする。

(3) 子どもと保護者の多様化するニーズへの対応

新BOP学童クラブの実施時間延長モデル事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により一旦休止としているが、一定のニーズがあることも確認された一方で、新BOP事業のあり方検討委員会報告書では、安定的な運営に向けての課題も示された。

3 新たな施策の方向性

(1) 狭隘化について

狭隘化する新BOP学童クラブに対応するため、学校教育に支障のない範囲で、新たに放課後の普通教室（2教室）を新BOP学童クラブの専用区画として活用し、運営状況に応じて必要な人員体制を構築する。

(2) 大規模化について

放課後児童健全育成事業に求められるサービスの質を維持するためには、現状の学校内新BOP学童クラブだけの取組みでは、大規模化の解消は困難であることから、大規模化している新BOP学童クラブの近隣に民間の放課後児童健全育成事業を誘導・確保し、子ども・保護者のニーズに基づく選択による利用者の分散化を進め、新BOP学童クラブの規模の適正化を図る。

規模の適正化により、職員が、一人ひとりの児童とじっくり向き合い、個々の子どもの自立を支援していく。また、関係所管と連携し、配慮を要する児童（医療的ケアが必要な児童）へ対応する。

(3) 子どもと保護者の多様化するニーズへの対応について

民間の放課後児童健全育成事業を活用し、適切な利用料による時間延長ニーズに対応する。その他、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、子どもと保護者の要望へ対応して新BOP学童クラブのサービス内容以外の独自サービス提供を可能とする。

4 民間事業者の活用についての具体的な方策案

令和4年度から、新BOP学童クラブ以外の新たな放課後の安全・安心な居場所を創設するため、民間の放課後児童健全育成事業を誘導・確保する（目標数：おおむね2支援の単位で15か所程度）。

誘導・確保の方策として、公募により民間事業者を選定し、区と民間事業者との間に放課後児童健全育成事業運営事項等の協定を締結したうえで、開設準備経費及び運営経費を補助する。

なお、運営時間を平日午後7時以降までの開所等の条件を満たすこととする。

(1) 民間の放課後児童健全育成事業の誘導・確保について

① 誘導・確保の考え方

新BOP学童クラブ登録児童数の推移見込みにより、登録児童数200人程度、またはそれを超える大規模化した新BOP学童クラブ周辺（徒歩15分程度、おおむね1.2km）を優先的に対象と

し、確保状況を勘案し、順次、登録者数 120 人を超える大規模化した新BOP学童クラブの利用者
に対象を広げる。

今後、確保状況や新たな生活様式による子育て世代の働き方及び人口動態の変化を見据えて、子
ども・子育て支援事業計画の見直しの中で、民間の放課後児童健全育成事業の需要量の見込みと確
保の内容を定めていく。

民間の放課後児童健全育成事業の誘導・確保の取り組みによる新BOP学童クラブ登録児童数の
推移見込みについては、表のとおり。

	令和4年度～5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
a)登録児童数	8,012	8,080	8,080	7,969	7,851	7,703
b)民間の放課後事業健全育成事業（新規整備） 定員数	400	480	640	800	960	1,200
【参考】 民間の放課後児童健全育成事業（新規整備） 施設（2支援の単位）	5	6	8	10	12	15
【参考】 年間施設増数（2支援の単位の場合）	5	1	2	2	2	3
c)学校内での新BOP学童クラブで確保する定員数 a)-b)	7,612	7,600	7,440	7,169	6,891	6,503

② 優先対象（登録児童数 200 人程度、またはそれを超える大規模化した新BOP学童クラブ）
大規模化した新BOP学童クラブ（芦花小新BOP、経堂小新BOP、山野小新BOP、松丘小
新BOP、砧南小新BOP）の周辺から誘導・確保をする。

③ 誘導・確保する民間の放課後児童健全育成事業の事業開始時期
年度途中で環境が変わることは子ども達の生活リズムに与える影響が大きいと、原則として
毎年度4月に事業開始するものとする。なお、令和4年度においては、児童と保護者が新しい環
境に慣れる機会を設けながら、新BOP学童クラブ以外の放課後の居場所に円滑に移行できるよ
う、令和5年1月以降にプレ運営を開始する。

④ 誘導・確保する民間の放課後児童健全育成事業の利用料
新BOP学童クラブと同等サービス利用範囲についての利用料は、新BOP学童クラブと同額
（現行：月額5,000円）とし、利用料免除の要件を備えた世帯（住民税非課税世帯等）の利用料
の減免についても同様とする（減免分については償還払い）。
なお、午後6時15分以降午後7時まで利用した場合の延長利用料は、月額1,000円とし、利
用料免除については利用料と同様とする。

(2) 公募の参加対象の民間事業者について

現に区内及び他区等で放課後児童健全育成事業を運営した実績のある民間事業者を対象とす
る。

(3) 民間の放課後児童健全育成事業の質の担保に向けた区の役割について

放課後児童健全育成事業は、子どもに適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図
る事業であるため、育成の質の担保が重要である。区は以下の役割を担う。

	役割
区 (本庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法及び区条例等により、民間の放課後児童健全育成事業における育成支援の質をより明確にするとともに、以下の手法により設置後の事業者指導を実施し支援の質を確保する。 ①民間事業者からの届出受理、設備・運営基準の順守のための民間事業者への立ち入り検査の実施や必要な措置の命令等 ②運営経費の一部補助 ・ 区は、法に基づく放課後児童健全育成事業の実施主体として、サービスの質の確保・行為上の責務を有し、民間の職員のスキルアップのための研修等を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭支援センターと調整し、民間の放課後児童健全育成事業に対し要保護児童支援地域協議会への参加を促し、民間の放課後児童健全育成事業における要保護児童家庭への対応のノウハウを構築する。
児童館	<ul style="list-style-type: none"> 新BOP事業において、区内25館の児童館が管轄の新BOPに対し、後方支援を行ってきた。誘導・確保する民間の放課後児童健全育成事業に対し、提供するサービスの質の担保のため、これまでの新BOP学童クラブにおける育成手法の共有をはじめ、民間事業者への運営の助言を行う。 民間の放課後児童健全育成事業が、区、新BOP及び地域等関係者との情報連携が図られるよう、交流を促し、顔の見える関係の構築に向け中核的役割を担う。 民間の放課後児童健全育成事業に対し、児童館の有する地域とのネットワークへの参加を促すとともに、子ども家庭支援センターとの連携を支援し、要保護児童支援地域協議会への参加による見守りが必要な家庭や子どもの情報の共有化を図る。

(4) 民間の放課後児童健全育成事業及び利用者への支援策

公募により選定した新設する民間の放課後児童健全育成事業所及び利用者への支援として、補助を行う。また、利用料減免要件を備えた利用者への利用料補助を行う。

併せて区内既存の民間の放課後児童健全育成事業所についても活用を図るため、公募を行い令和5年度開設に向け検討をする。

5 概算経費（令和4年度）

(1) 運営経費補助（定員80人程度（2支援の単位）を2か所（令和5年1月開設を想定））

補助額：30,210千円

@15,105千円×2か所（令和5年1月～3月分）

特定財源：13,071千円

〈内訳〉・国庫交付金 子ども・子育て支援交付金（国1/3、都1/3）

@8,206千円 × 2/3(補助率) × 2か所 = 10,941千円

・都補助金 都型学童クラブ事業補助（都1/2）

@2,130千円 × 1/2(補助率) × 2か所 = 2,130千円

区負担額：17,139千円

〔2支援単位（定員80人程度）の運営経費補助 ※年間〕

(1) 補助額 60,121千円

①基本分（運営費、障害児加算、送迎支援加算、賃借料加算※、処遇改善等）

44,281千円

※賃借料加算は、国庫交付金及び都補助金6,132千円に、区の上乗せ加算5,273千円を加え、11,405千円（定員80人×3.3㎡×3,600円/㎡×12か月）を補助する。

②加算分（キャリアアップ加算等）

1,440千円

③利用補助分（@15千円×80人×12か月）

14,400千円（区費）

(2) 特定財源 25,545千円

(3) 区負担額 34,576千円

〔2支援単位（定員80人程度）を15か所整備後の運営経費補助 ※年間〕

(1) 補助額 901,815千円

①基本分 664,215千円

②加算分 21,600千円

③利用補助分 216,000千円

(2) 特定財源 383,175千円

(3) 区負担額 518,640千円

(2) 開設準備経費補助（令和4年度から令和5年度の間 5か所分）

※補助上限額のため、上限を上回った開設準備経費については事業者負担。

補助額 : 75,500千円

@15,100千円×5か所(1か所80人定員)

特定財源 : 66,083千円

〈内訳〉・国庫交付金 子ども・子育て支援交付金

@12,600千円×11/12(補助率 国4/12、都7/12) × 5か所=57,750千円

@1,000千円×2/3(補助率 国1/3、都1/3) × 5か所=3,333千円

・都補助金 東京都子ども・子育て支援交付金(都2/3)

@1,500千円 × 2/3(補助率) × 5か所 = 5,000千円

区負担額 : 9,417千円

(3) 利用料免除要件を備えた世帯への利用料補助（該当世帯への償還払い）

補助額 : 240千円

@5千円×16人(1支援単位当たり4人) × 3か月

特定財源 : なし

6 今後のスケジュール（予定）

令和3年11月 2 常任委員会報告

令和4年 2月～ 事業者公募（適宜）

令和5年 1月頃 新規開設（調整中）